

令和6年度

公益財団法人神戸市産業振興財団
事業概要

経 済 観 光 局

目 次

〔1〕 財団設立の趣旨	1
〔2〕 財団の概要	
1 名称	2
2 設立年月日	2
3 所在地	2
4 基本財産	2
5 機構	2
6 職員数	2
7 役員	3
〔3〕 定款	4
〔4〕 令和5年度事業報告	
1 事業報告	12
2 事業別収支明細書	17
3 正味財産増減計算書	18
4 貸借対照表	19
5 財産目録	20
6 事業別収入明細書	21
7 事業別支出明細書	22
8 収支計算書	23
9 財務状況の推移	24
〔5〕 令和6年度事業計画	
1 事業計画	25
2 経営改善の取組状況	29
3 事業別予定収支明細書	30
4 予定正味財産増減計算書	31
5 予定貸借対照表	32
6 事業別予定収入明細書	33
7 事業別予定支出明細書	34
8 収支予算書	35
〔6〕 令和5年度主要事業計画・実績比較	36
〔7〕 主要事業の推移（令和3年度～令和5年度）	36

〔 1 〕 財団設立の趣旨

日本経済の情報化・高度化が著しく進展し、急速な技術革新が進むなか、神戸市産業が 21 世紀に向けて、より活力に富んだ成長を遂げるためには、社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる産業への構造転換および各企業における経営基盤の強化が肝要である。とりわけ、神戸経済において大きな役割を担っている中小企業は、持ち前の機動性、創造性を十分に発揮しつつ、神戸経済をリードする役割を果たすことが期待されている。

このような状況において、各企業の自助努力を促進しつつ、従来にも増して新しい時代に対応した人材育成、情報力・技術力の強化等高度な支援サービスの展開が求められている。また、社会の新しいニーズを先取りする事業活動を行う創業まもない企業を支援することも、創意あふれる神戸経済の発展において重要である。

このような時代の要請に円滑に対応するには、市、産業界および学界が一体となり、各界の人材の交流およびノウハウの融合を通じて総合的な支援事業を展開することがきわめて効果的である。

このようなことから、産・学・官の連携に基づき、神戸市産業の情報化、高度化を推進することにより、市内産業の基盤強化と振興をはかり、もって神戸経済の発展に寄与することを目的として「財団法人神戸市産業振興財団」を平成 4 年 3 月に設立したものである。

なお、平成 13 年 4 月から、中小企業支援法に基づく中小企業支援センターとしての指定を受け、より一層の神戸経済の発展に努めている。

また、平成 23 年 4 月 1 日付で、公益財団法人に移行した。

〔2〕財団の概要

1 名 称 公益財団法人 神戸市産業振興財団

2 設立年月日 平成4年3月13日

3 所在地 神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号
神戸市産業振興センター6階

4 基本財産 636,054,675円（神戸市全額出捐）

5 機 構 令和6年7月1日現在

理事長 富山 明男 <small>（神戸大学名誉教授）</small>	常務理事 ・森 悟志	総務企画部長 ・広瀬 智一	総務・広報グループリーダー ・北川 諒一	
			財務・企画グループリーダー ・川端 健太郎	ユニットリーダー 吉田 圭子
			ビジネスインフラグループリーダー ・岩本 祥裕	
		産業イノベーション推進部長 ・吉田 明央	産業イノベーション推進グループリーダー ○中村 千夏	ユニットリーダー 元川 美雪
		航空機産業担当部長 ○茨木 久徳		
		経営支援部長 ・沖本 浩揮	経営支援グループリーダー ★上田 恭平	
			経営支援グループリーダー 阿部 晃司	
			経営支援グループリーダー 山本 久美子	
		ビジネス開発部長 ・内藤 智朗	ビジネス開発グループリーダー ・坊 正隆	ユニットリーダー 梅木 ひとみ

(注)

- ・印は神戸市派遣職員
- ★印は民間派遣職員
- 印は再雇用固有職員

6 職 員 数 令和6年7月1日現在

所 属	区 分	職 員 数					合 計
		部 長	グ ルー プ リ ー ダ ー	ユ ニ ッ ト リ ー ダ ー	固 有 職 員	そ の 他 職 員	
総務企画部	総務・広報グループ	1 (1)	1 (1)		1	1	4 (2)
	財務・企画グループ		1 (1)	1		1	3 (1)
	ビジネスインフラグループ		1 (1)		1		2 (1)
産業イノベーション推進部	産業イノベーション推進グループ	2 (1)	1	1	2		6 (1)
経営支援部	経営支援グループ	1 (1)	3		4		8 (1)
ビジネス開発部	ビジネス開発グループ	1 (1)	1 (1)	1	2	1	6 (2)
合 計		5 (4)	8 (4)	3	10	3	29 (8)

()内は、神戸市派遣職員で内数。人材派遣は含まない。

7 役員

令和6年7月1日現在

役員の種別	氏名	所属団体及び役職名
評議員	小田 俱義	(公財)神戸ファッション協会 会長
評議員	佐伯 里香	(株)ユーシステム 代表取締役
評議員	高 四代	神戸市商店街連合会 会長
評議員	西村 順二	甲南大学経営学部 教授
評議員	森 有美	弁護士
評議員	山下 貴子	同志社大学大学院ビジネス研究科 教授
評議員	和田 貴志	(一社)神戸市機械金属工業会 会長
評議員	大畑 公平	神戸市経済観光局長
理事長	富山 明男	神戸大学 名誉教授
常務理事	森 悟志	神戸市経済観光局 部長
理事	大溝 貴史	(株)神戸製鋼所総務・CSR部 担当役員補佐
理事	桂田 重信	神戸市商工団体総連合会 会長
理事	河内 信哉	川崎重工業(株)総務本部 総務部長
理事	川西 正記	(一社)兵庫県信用金庫協会 常務理事
理事	神戸 宏明	(公社)兵庫工業会 専務理事
理事	後藤 こず恵	流通科学大学商学部 准教授
理事	関口 幸明	神戸商工会議所 常務理事・事務局長
理事	森本 勝哉	(公財)新産業創造研究機構 研究開発部門長
監事	高島 章光	弁護士
監事	中村 浩一郎	(株)三井住友銀行公務法人営業第二部 部長

〔3〕定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人神戸市産業振興財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神戸市における事業者の経営革新、人材育成、産学官連携、創業及び貿易などの促進等により、市内産業の基盤強化と振興を図り、もって神戸経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中小企業等の支援に関する事業
- (2) 神戸市が設置する公の施設の管理運営等に関する事業
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、神戸市及びその周辺において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第20条に規定する理事長をいう。以下同じ。）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、

一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2 評議員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。

3 評議員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項を評議員会において説明しなければならない。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由

- (3) 当該候補者との法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況
- 4 評議員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 5 前項の場合には、評議員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 6 第4項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 評議員に対する費用弁償の基準
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更

- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された2名が、これに記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上13名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とする。

- 3 理事長以外の理事のうち、それぞれ各1名を副理事長、専務理事及び常務理事とすることができる。

4 第2項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の代表理事とし、前項の副理事長、専務理事及び常務理事をもって一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（役員を選任）

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長、専務理事及び常務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員任期）

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第32条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第33条 この法人は、基本財産の減失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第34条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該

合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下、「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第35条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を得て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第36条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

以下

3～6（略）

：別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	金額等
投資有価証券等	636,054,675円

附 則

- 1 この定款の変更は、認定法第11条第1項に規定する変更の認定を受けた日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、認定法第11条第1項に規定する変更の認定を受けた日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、認定法第11条第1項に規定する変更の認定を受けた日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、平成29年6月20日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、平成30年12月19日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、令和元年6月24日から施行する。

附 則

- 1 この定款の変更は、令和3年6月18日から施行する。

〔4〕令和5年度事業報告

1 事業報告

令和5年度の日本経済は、5月に新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類に移行したことで、経済活動の制約要因が解消され、インバウンド需要が順調に回復し景気を押し上げている。一方で、企業の業況や収益の改善が続いているものの、その好調さが必ずしも十分に賃金や投資に回っておらず、内需は力強さを欠いている。また、ウクライナ侵攻の長期化、パレスチナ情勢等による原材料価格の上昇や、円安による輸入物価の上昇は、国内物価を高騰させ、企業活動に深刻な影響を与えている。

このような状況のもと、当財団では事業者の目線に立ち、市の経済政策の一翼を担う団体として、市や関係支援機関とのネットワークを生かしながら、創業や販路開拓の支援、経営課題の解決等の各種施策を着実に推進した。

具体的には、経済社会活動が正常化に向かう中で、増加している創業相談に対応するため、開業支援コンシェルジュを中心とした創業支援の充実に努めるとともに、新型コロナで大きな影響を受けた生活文化産業系事業者の販路拡大を推進するため、神戸空港の就航都市等における物産プロモーションや神戸市営地下鉄駅構内等における販売チャレンジパイロットショップを実施したほか、神戸セレクションや神戸発・優れた技術の支援策を拡充させた。また、中小製造事業者の競争力強化等をはかるため、カーボンニュートラルの取り組みや知的財産権取得の伴走支援を新たに実施した。

(1) 公益目的事業

① 中小企業等支援事業

ア 創業・新事業の支援

(ア) 神戸開業支援コンシェルジュ

市内の中小企業支援機関が創業支援を行うチームを組み、それぞれの強みを生かして開業に特化した支援を行った。

当財団では、産業競争力強化法の支援制度に基づき、コーディネータ8名を配置し、起業・開業に関する夜間・オンラインを含む個別相談や創業基礎セミナーを実施する等、創業者を増やす取り組みを行った。また、電話による現状確認や事業所訪問等により創業者のフォローアップにも取り組んだ。

- ・① 個別相談者数（延べ） 1,220名
- ・② 創業基礎セミナー参加者数（延べ） 716名
- （①②のうち新規参加者数 634名）
- ・③ 創業者数（創業支援証明書の交付者数） 180名

(イ) 食のスタートアップ支援事業

阪急オアシス神戸三宮店地下一階キッチン&マーケットの一区画を、

市内で飲食店の開業を目指している方のチャレンジ場所として提供するとともに、本格的な店舗開業に向けた専門家によるアドバイスを行う等、きめ細かな支援を行った。

- ・出店件数 2件

(ウ) インキュベーション施設（神戸ハーバーオフィス）の提供

将来の神戸経済を担う起業家の育成・支援をはかるため、神戸市産業振興センター内に「創業準備オフィス」、「スモールオフィス」、「企業育成室」を設置し、低廉な事業スペースの提供と経営支援を行った。

- ・創業準備オフィス：起業を準備する段階
卒業 4社 新規入居 6社（年度末入居状況：10/13室）
- ・スモールオフィス：起業し事業を始めた段階
卒業 5社 新規入居 6社（年度末入居状況：13/16室）
- ・企業育成室：事業化し成長を始めた段階
卒業 0社 新規入居 0社（年度末入居状況：2/6室）

イ 販路開拓・拡大の支援

(ア) 販売チャレンジパイロットショップ

食料品・生活雑貨等生活文化産業系事業者のさらなる事業展開を支援するため、市営地下鉄や神戸電鉄の駅構内スペース等を活用し、飲食・物販等のテストマーケティングや販路開拓を行うチャレンジの場（愛称：KOBESORA YUME MARU SHE）を提供した。

- ・出店事業者数 20社（延べ295日間）

(イ) 就航都市等における地元企業の物産プロモーション

地元企業の販路拡大を支援するとともに、神戸と神戸空港就航都市間の経済活性化や神戸空港のPRをはかるため、青森県のほか、札幌市、沖縄本島および岡山市のショッピングモール等において、（一財）神戸観光局や航空会社と連携し、地場産品をはじめとする地元企業の物産プロモーションを実施した。

- ・出店事業者数（延べ） 33社
- ・売上額 約484万円（4回 計7日間）

(ウ) 神戸セレクション（拡充）

新型コロナウイルス感染症の影響で、新規認定を休止（令和2～4年度）していたが、審査基準や支援内容等について課題の洗い出しや改善の検討を行い、事業内容をリニューアルした上で、11月に募集を再開し、新たな商品を認定した。

- ・新規認定商品数 10商品（応募57商品）

(エ) 百貨店販売会

これまでの神戸セレクション認定商品を全国の百貨店で展示販売する等販路開拓に努めた。

- ・百貨店での販売会売上額 約1億6,000万円（9回 計59日間）

(オ) 販路開拓コーディネート事業

新市場における販路開拓や新事業への展開、新商品開発力の強化を支援するため、職員がアドバイザーとともに価格設定や包装デザイン、バイヤーとの商談手法等について助言を行った後、高質スーパーや百貨店等のバイヤーとのビジネスマッチング、東京のセレクトショップでテストマーケティングを行った。

- ・支援企業数 10社

(カ) 航空機産業参入支援

航空機産業担当部長を継続配置し、神戸エアロネットワーク（KAN）を通じた支援を実施した。また、新型コロナウイルス感染症の影響により航空機産業を取り巻く環境が大きく変化したことから、新分野進出の支援にも取り組んだ。

- ・大手川下企業への営業活動やビジネスマッチングへの出展に関するアドバイス
- ・大学との連携による生産性向上のための活動支援
- ・企業の課題解決に向けた会員個社支援
- ・新分野進出支援（空飛ぶクルマ用部品製作、軽量車いすの開発等）

ウ 情報化・情報提供

(ア) 神戸発・優れた技術（拡充）

優れた技術や製品を有する中小企業を調査・発掘し、「神戸発・優れた技術」として認定（対象は製造業・情報サービス業等）するとともに、認定後一定期間が経過した企業の技術の再認定を行っている。

令和5年度は、認定企業へのアンケート等でニーズ把握を行った上で、神戸市補助金の審査における加点等、新たな支援策を充実させるとともに、再認定にかかる企業負担の軽減等の制度見直しを行った。

- ・認定企業数 125社（令和5年度末現在）

(イ) 広報・広聴

当財団の認知度向上および中小企業等に必要な支援策を広く周知するため、総合パンフレットを継続して配布した。また、ホームページにおいて支援先企業や職員の取り組みを積極的に情報発信するとともに、SNS（X・Instagram）を活用し、当財団事業のみならず関係機関の支援メニュー等も含めたPRを行った。

- ・ホームページ掲載件数 237件（神戸で活躍する企業、職員ブログ等）
- ・SNS投稿数 420件（X：334件、Instagram：86件）

(ウ) 神戸未来共創思考サロン運営事業

中小企業のDXの取り組みを推進するため、実現可能なビジネスアイデアや事業計画等を立案するとともに、神戸発の製品・サービスを持続的に生み出すためのコミュニティ形成を支援した。

- ・トランスフォーメーションセミナー参加者数 128名（内オンライン71名）

エ 人材育成の支援

(ア) 人材育成研修

体系的な研修実施が困難な中小企業における人材の育成と定着を支援するため、幅広い業種に向けた若手従業員等を対象とした研修を行った。

令和5年度は、中小企業のDX化、IT導入促進のための人材育成を主眼とし、新たに「IT導入研修」を追加する等、カリキュラムを変更した。

- ・講座数 8講座（受講者数103名）

(イ) 神戸マイスター

神戸市が「神戸マイスター」として認定した全国的に通用する卓越した技術・技能保有者について、「神戸マイスター交流サロン」等の実施により、その社会的認知の向上をはかるとともに、「ゲストティーチャー制度」を活用した後進の指導等により、優れた技術・技能を継承・発展させる人材の育成を支援した。

- ・神戸マイスターフェスティバル開催数 1回
- ・神戸マイスター交流サロン開催数 3回
- ・ゲストティーチャー派遣数 12校94名

(参考)

- ・神戸マイスター認定数 60職種127名（平成5年度創設後累計）
- ・神戸アグリマイスター認定数 21名（平成18年度創設後累計）

オ 経営課題の解決支援（経営革新支援）

(ア) 専門家派遣

中小企業等に対して必要な専門家を派遣し、BCP（事業継続計画）の策定やIT活用等多様な経営課題解決を支援した。また、利用促進のため新規利用者を対象とした無料体験キャンペーンを行った。

- ・派遣企業数 41社（延べ256回）

(イ) カーボンニュートラル伴走支援事業（新規）

中小企業のカーボンニュートラルの取り組みを促進し、脱炭素経営による企業価値向上を支援するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構等と連携し、温室効果ガス削減計画の策定・実行ならびに中小企業版SBT認定の取得を伴走型で支援した。

- ・伴走支援企業数 2社

(ウ) 知的財産権取得促進連携事業（新規）

中小企業の競争力強化を支援するため、INPIT兵庫県知財総合支援窓口と連携し、知的財産権取得のための課題抽出、取得を支援するとともに、知的財産権出願に要する費用の一部を補助した。

- ・ヒアリング企業数 24社（うち補助金申請済8社、うち交付済2社）

カ 相談・セミナー・研修等

(ア) 出張型中小企業成長支援事業

次代の有望企業を発掘・支援するため、地元金融機関と連携し、出張

型の中小企業成長支援を実施した。ヒアリングによりニーズを把握した上で、支援策の提案等を行った。

- ・訪問企業数 81社（新規52社、既存訪問29社）
- ・訪問後の支援メニュー利用・橋渡し件数 50社（延べ52件）

（イ）100年経営支援事業

中小企業の事業承継の円滑化をはかるため、企業ヒアリングや専門家の訪問相談を通じて事業承継のニーズの掘り起こしや、専門家による支援、後継者不在企業と起業家等外部人材とのマッチングに取り組んだ。

その結果、令和5年度は、創業40年を超える飲食店と、起業家との事業譲渡成約が実現した。

- ・掘り起こし訪問企業数 15社
- ・専門家支援企業数 6社
- ・マッチング件数 9件
- ・マッチングによる事業譲渡成約 6社（令和5年度末までの累計）
- ・上記以外の親族承継等支援企業数 26社（令和5年度末までの累計）

（ウ）ワンストップ相談体制

中小企業の様々な経営課題に対応するため、神戸商工会議所等と連携して経営や金融に関する窓口相談や弁護士、技術士による専門家相談を行った。

- ・金融・経営等総合相談 13,406件（金融2,760件、経営等10,646件）
- ・専門家相談 78件（弁護士63件、技術士15件）

（エ）セミナー・研修

神戸市産業振興センター内において、ソフトウェア研修を実施した。

- ・講座数 91講座（受講者数755名）

② 施設の管理運営

ア 神戸市産業振興センターの管理運営

市内産業振興の総合的な拠点施設である神戸市産業振興センターの第5期指定管理者（令和3～7年度）として、施設の利用促進をはかるとともに、顧客サービスの向上に努めた。

- ・デジタルサイネージシステム導入による効率的な貸館利用案内並びに中小企業支援情報、市政情報等の発信力強化
- ・託児のための会議室使用料減免制度実施
- ・新規利用者へのアンケートおよびご意見ボックスの設置
- ・日数利用率 会議室（11室） 69.9%
ホール 52.2%
レセプションルーム 54.3%

（2）収益事業等

① 施設事業

神戸市産業振興センター内においてレストランと自動販売機を設置し、施設利用者の利便性の向上をはかった。

2 事業別収支明細書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日, 単位:円)

科 目	収 入	支 出	収支差額
公益目的事業会計	414,409,912	412,351,410	2,058,502
中小企業等支援事業	275,269,486	279,772,100	△ 4,502,614
創業・新事業支援事業	32,066,102	32,472,428	△ 406,326
販路開拓・拡大支援事業	116,698,021	116,888,149	△ 190,128
情報化支援・情報提供事業	45,429,870	45,963,079	△ 533,209
人材育成支援事業	5,409,775	5,537,557	△ 127,782
経営革新支援事業	28,306,603	29,736,739	△ 1,430,136
相談・セミナー・研修等支援事業	47,359,115	49,174,148	△ 1,815,033
施設管理運営事業	134,355,215	132,579,310	1,775,905
産業振興センター管理運営事業	134,355,215	132,579,310	1,775,905
共通	4,785,211	0	4,785,211
収益事業等会計	37,124,884	36,652,951	471,933
施設事業	9,998,261	9,825,993	172,268
その他事業	27,126,623	26,826,958	299,665
法人会計	35,438,001	33,730,704	1,707,297
管理業務	35,438,001	33,730,704	1,707,297
合 計	486,972,797	482,735,065	4,237,732

※ 神戸市からの収入

(1) 補助金収入 232,442,411円

(2) 受託料等収入 194,469,981円

3 正味財産増減計算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日, 単位: 円)

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
基本財産運用益	6,836,014
特定資産運用益	7,969
事業収益	201,120,967
受取補助金	232,442,411
受取負担金	25,030,980
受取寄付金	2,220
雑収益	248,761
賞与引当金戻入額	8,301,306
経常収益計	473,990,628
(2) 経常費用	
事業費	437,981,249
管理費	34,178,267
経常費用計	472,159,516
評価損益等調整前当期経常増減額	1,831,112
特定資産評価損益等	0
評価損益等計	0
当期経常増減額	1,831,112
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
経常外収益計	0
(2) 経常外費用	
経常外費用計	0
当期経常外増減額	0
税引前当期一般正味財産増減額	1,831,112
法人税、住民税及び事業税	72,000
当期一般正味財産増減額	1,759,112
一般正味財産期首残高	127,910,684
一般正味財産期末残高	129,669,796
II 指定正味財産増減の部	
基本財産運用益	6,836,014
一般正味財産への振替額	△ 6,838,234
当期指定正味財産増減額	△ 2,220
指定正味財産期首残高	636,061,336
指定正味財産期末残高	636,059,116
当期正味財産増減額	1,756,892
正味財産期首残高	763,972,020
III 正味財産期末残高	765,728,912

4 貸借対照表

(令和6年3月31日現在, 単位: 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	183,737,586	未払金	69,635,561
未収金	23,966,662	前受金	1,633,606
貯蔵品	30,510	預り金	10,539,847
前払費用	617,836	賞与引当金	8,937,677
流動資産合計	208,352,594	流動負債合計	90,746,691
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1) 基本財産		退職給付引当金	43,943,280
投資有価証券	629,980,573	固定負債合計	43,943,280
定期預金	6,074,102	負債合計	134,689,971
基本財産合計	636,054,675		
(2) 特定資産		III 正味財産の部	
什器備品	4,441	1. 指定正味財産	
退職給付引当資産	43,943,280	寄付金	636,054,675
普通預金	6,517,050	受贈什器備品	4,441
特定資産合計	50,464,771	(うち基本財産への充当額)	(636,054,675)
(3) その他固定資産		(うち特定資産への充当額)	(4,441)
什器備品	3,161,343	指定正味財産合計	636,059,116
長期貸付金	2,385,500	2. 一般正味財産	
その他固定資産合計	5,546,843	一般正味財産	129,669,796
固定資産合計	692,066,289	(うち基本財産への充当額)	(0)
		(うち特定資産への充当額)	(6,517,050)
		正味財産合計	765,728,912
資産合計	900,418,883	負債及び正味財産合計	900,418,883

5 財産目録

(令和6年3月31日現在, 単位: 円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金預金	183,737,586	未払金	69,635,561
現金	90,000	神戸市精算返還金等	
預金	183,647,586	前受金	1,633,606
三井住友銀行 他		企業育成室等4月分利用料	
未収金	23,966,662	預り金	10,539,847
神戸市受託事業の精算等		産業振興センター貸会議室利用料	
貯蔵品	30,510	賞与引当金	8,937,677
収入印紙等		職員の翌年度の6月賞与分	
前払費用	617,836		
令和6年度の傷害保険料等諸経費			
流動資産合計	208,352,594	流動負債合計	90,746,691
固定資産		固定負債	
基本財産		退職給付引当金	43,943,280
投資有価証券	629,980,573	固有職員分	
東京グリーンボンド(5年)	100,000,000	固定負債合計	43,943,280
共同発行市場公募地方債(10年)	200,000,000	負債合計	134,689,971
兵庫県公募公債(20年)	200,000,000	(正味財産の部)	
第401回大阪府公募公債(10年)	29,980,573	正味財産合計	765,728,912
ユーロ円建ハワリハステュアル債	100,000,000		
定期預金(但馬銀行)	6,074,102		
基本財産合計	636,054,675		
特定資産			
什器備品	4,441		
中小企業基盤整備機構受贈1件			
退職給付引当資産	43,943,280		
神戸信用金庫 他			
普通預金	6,517,050		
公益目的保有財産として保有するもの			
特定資産合計	50,464,771		
その他固定資産			
什器備品	3,161,343		
駅カ販売チャレンジショップのワゴン等			
長期貸付金	2,385,500		
資格取得支援費用			
その他固定資産合計	5,546,843		
固定資産合計	692,066,289		
資産合計	900,418,883	負債及び正味財産合計	900,418,883

6 事業別収入明細書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日, 単位:円)

科 目	合 計	内 訳			
		事業収入	受託料収入	補助金収入	その他収入
公益目的事業会計	414,409,912	40,491,055	143,589,408	204,258,543	26,070,906
中小企業等支援事業	275,269,486	40,491,055	9,234,193	204,258,543	21,285,695
創業・新事業支援事業	32,066,102	6,681,355	1,500,000	23,743,402	141,345
販路開拓・拡大支援事業	116,698,021	26,614,496	5,640,193	74,400,923	10,042,409
情報化支援・情報提供事業	45,429,870	264,000	0	44,996,257	169,613
人材育成支援事業	5,409,775	445,100	2,094,000	1,806,456	1,064,219
経営革新支援事業	28,306,603	6,070,304	0	17,552,015	4,684,284
相談・セミナー・研修等支援事業	47,359,115	415,800	0	41,759,490	5,183,825
施設管理運営事業	134,355,215	0	134,355,215	0	0
産業振興センター管理運営事業	134,355,215	0	134,355,215	0	0
共通	4,785,211	0	0	0	4,785,211
収益事業等会計	37,124,884	9,980,911	27,126,623	0	17,350
施設事業	9,998,261	9,980,911	0	0	17,350
その他事業	27,126,623	0	27,126,623	0	0
法人会計	35,438,001	0	4,963,950	28,183,868	2,290,183
管理業務	35,438,001	0	4,963,950	28,183,868	2,290,183
合 計	486,972,797	50,471,966	175,679,981	232,442,411	28,378,439

7 事業別支出明細書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日, 単位:円)

科 目	合 計	内 訳	
		人件費	物件費
公益目的事業会計	412,351,410	125,602,825	286,748,585
中小企業等支援事業	279,772,100	125,602,825	154,169,275
創業・新事業支援事業	32,472,428	12,120,935	20,351,493
販路開拓・拡大支援事業	116,888,149	49,944,363	66,943,786
情報化支援・情報提供事業	45,963,079	22,155,194	23,807,885
人材育成支援事業	5,537,557	2,207,902	3,329,655
経営革新支援事業	29,736,739	13,276,595	16,460,144
相談・セミナー・研修等支援事業	49,174,148	25,897,836	23,276,312
施設管理運営事業	132,579,310	0	132,579,310
産業振興センター管理運営事業	132,579,310	0	132,579,310
共通	0	0	0
収益事業等会計	36,652,951	1,099,392	35,553,559
施設事業	9,825,993	0	9,825,993
その他事業	26,826,958	1,099,392	25,727,566
法人会計	33,730,704	18,114,036	15,616,668
管理業務	33,730,704	18,114,036	15,616,668
合 計	482,735,065	144,816,253	337,918,812

8 収支計算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日、単位：円)

科 目	金 額
I 事業活動収支の部	
1. 事業活動収入	
基本財産運用収入	6,626,485
特定資産運用収入	7,969
事業収入	201,120,967
補助金収入	232,442,411
負担金収入	25,030,980
雑収入	248,761
事業活動収入計	465,477,573
2. 事業活動支出	
事業費支出	444,274,996
管理費支出	31,719,400
事業活動支出計	475,994,396
小 計	△ 10,516,823
法人税、住民税及び事業税支出	72,000
事業活動収支差額	△ 10,588,823
II 投資活動収支の部	
1. 投資活動収入	
基本財産預金取崩収入	209,529
退職給付引当資産取崩収入	19,285,695
特定資産取崩収入	2,000,000
投資活動収入計	21,495,224
2. 投資活動支出	
特定資産取得支出	5,182,770
固定資産取得支出	271,399
長期貸付金支出	1,214,500
投資活動支出計	6,668,669
投資活動収支差額	14,826,555
III 財務活動収支の部	
1. 財務活動収入	
財務活動収入計	0
2. 財務活動支出	
財務活動支出計	0
財務活動収支差額	0
IV 予備費支出	0
当期収支差額	4,237,732
前期繰越収支差額	122,275,338
次期繰越収支差額	126,513,070

9 財務状況の推移

(単位：千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	4→5増減	
正味財産増減計算書	一般正味財産増減の部	当期経常増減額	3,321	△ 968	1,831	2,799
		経常収益	536,327	514,717	473,990	△ 40,727
		うち公益	423,292	424,871	400,229	△ 24,642
		うち公益以外	113,035	89,846	73,761	△ 16,085
		経常費用	533,006	515,685	472,159	△ 43,526
		うち事業費（公益）	420,555	428,167	401,400	△ 26,767
		うち事業費（公益以外）	63,735	42,582	36,581	△ 6,001
		うち管理費（公益）	0	0	0	0
		うち管理費（公益以外）	48,716	44,936	34,178	△ 10,758
		評価損益等	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0	0	
	経常外収益	0	0	0	0	
	経常外費用	0	0	0	0	
	法人税、住民税及び事業税	122	72	72	0	
	当期一般正味財産増減額	3,199	△ 1,040	1,759	2,799	
	一般正味財産期首残高	125,751	128,950	127,910	△ 1,040	
	一般正味財産期末残高	128,950	127,910	129,669	1,759	
	指定正味財産	当期指定正味財産増減額	△ 2	△ 2	△ 2	0
		指定正味財産増加額	8,128	8,588	6,836	△ 1,752
		指定正味財産減少額	8,130	8,590	6,838	△ 1,752
うち一般正味財産振替額		△ 8,130	△ 8,590	△ 6,838	1,752	
指定正味財産期首残高		636,066	636,064	636,062	△ 2	
指定正味財産期末残高		636,064	636,062	636,060	△ 2	
正味財産期首残高	761,817	765,014	763,972	△ 1,042		
当期正味財産増減	3,197	△ 1,042	1,757	2,799		
正味財産期末残高	765,014	763,972	765,729	1,757		
貸借対照表	資産合計	912,046	897,171	900,418	3,247	
	流動資産	209,413	189,155	208,352	19,197	
	固定資産	702,633	708,016	692,066	△ 15,950	
	うち建物	0	0	0	0	
	負債合計	147,031	133,200	134,689	1,489	
	流動負債	97,871	75,154	90,746	15,592	
	うち短期借入金	0	0	0	0	
	固定負債	49,160	58,046	43,943	△ 14,103	
	うち長期借入金	0	0	0	0	
	正味財産合計	765,015	763,972	765,728	1,756	
指定正味財産	636,064	636,062	636,059	△ 3		
一般正味財産	128,951	127,910	129,669	1,759		

〔5〕令和6年度事業計画

1 事業計画

日本経済は、コロナ禍を乗り越え緩やかな回復基調を取り戻しているものの、市内中小企業は、物価の高騰や深刻な人手不足等の様々な課題に直面している。

このような状況のもと、当財団では事業者の目線に立ち、創業・販路開拓・事業承継・新分野進出等の企業の成長段階に応じた各種施策を着実に実施するとともに、中小企業の人材確保・定着の支援強化をはかるため、公益財団法人神戸いきいき勤労財団との統合検討を行い、双方のネットワークを活かして産業振興施策と雇用施策を一体的に推進していく。

今後も市の経済政策の一翼を担う団体として、市との相互連携をはかりながら、社会の要請をふまえた最適な支援メニューを提供する最前線の組織として事業者の伴走支援を行い、神戸経済の発展に寄与する。

(1) 公益目的事業

① 中小企業等支援事業

ア 創業・新事業の支援

(ア) 神戸開業支援コンシェルジュ

目的：創業の裾野を拡大する。

施策：・当財団が中心となる支援機関との連携によるセミナー、個別相談等の実施
・創業後のフォローアップの実施

(イ) 食のスタートアップ支援事業

目的：飲食店の開業を支援する。

施策：・阪急オアシス神戸三宮店内の1区画で、飲食店の開業を目指している方に対しチャレンジの場を提供する。
・専門家による各種アドバイス

(ウ) インキュベーション施設（神戸ハーバーオフィス）の提供

目的：創業希望者や創業期企業を育成する。

施策：・神戸市産業振興センター内での事業スペースの提供
・専門家による経営支援

イ 販路開拓・拡大の支援

(ア) 販売チャレンジパイロットショップ

目的：生活文化産業系事業者のさらなる事業展開を支援する。

施策：市営地下鉄等の駅構内スペース等を活用し、飲食・物販等のテストマーケティングや販路開拓を行うチャレンジの場（愛称：KOB Eそらゆめマルシェ）を提供する。

(イ) 神戸セレクション

目的：神戸の魅力を感じられる選りすぐりの逸品を認定し、新たな神戸ブランド創出、販路拡大を支援する。

施策：これまでの百貨店販売会を中心とした支援に加え、

- ・市外各種イベントへの参加による域外でのPR・販売促進
- ・市内ポップアップ出店等による地元での認知度アップ
- ・ECモールサイトへの紹介や「神戸セレクション」ウェブサイト・インスタグラムを活用したPR支援

を実施することで、市内認知度を高めつつ全国展開を推進

(ウ) 百貨店販売会

目的：地場産品等の全国への販路拡大を支援する。

施策：神戸セレクション認定商品に加えて広く募集を行い、より多くの事業者にも販路拡大の機会を提供

(エ) 販路開拓コーディネーター事業

目的：販路開拓や新事業への展開、新商品開発力の強化を支援する。

施策：当財団職員がアドバイザーとともに中小企業の課題を整理し、販路拡大に向けた計画策定等の伴走型支援を実施

(オ) 航空機産業参入支援

目的：今後大きく成長することが見込まれる航空機産業への地元中小製造業の参入をさらに促進する。

施策：将来に向けた一貫生産体制の構築を目標に、地元中小製造業グループの品質保証体制や製造技術力強化等を支援

ウ 情報化・情報提供

(ア) 神戸発・優れた技術

目的：認定企業の情報発信による販路開拓等を支援する。

施策：

- ・引き続き優れた技術や製品を有する中小企業を「神戸発・優れた技術」として認定
- ・認定企業の技術製品や強みをわかりやすく紹介する広報媒体により、全国に発信

(イ) 広報・広聴

目的：中小企業に対し、支援策の活用を促す情報発信および広聴を強化する。

施策：

- ・ホームページ、SNSによる施策情報および利用事例等の情報発信
- ・DXやSDGs、カーボンニュートラルに関する取り組みの発信
- ・企業訪問によるヒアリング調査の実施と企業データの蓄積

(ウ) 神戸未来共創思考サロン運営事業

目的：中小企業のDXの取り組みを支援する。

施策：中小企業のDXの実現に向けたビジネスアイデアや事業計画等を立案するとともに、神戸発の製品・サービスを持続的に生み出すコミュニティ形成を支援

エ 人材育成の支援

(ア) 神戸マイスター

目的：神戸市が認定する「神戸マイスター」の社会的認知の向上をはかるとともに、技術・技能を継承・発展させる人材の育成を支援する。

施策：・「神戸マイスターフェスティバル」「神戸マイスター交流サロン」等の実施
・「ゲストティーチャー制度」等での後進指導

(イ) 人材育成研修

目的：単独での研修実施が困難な中小企業における人材育成と定着を支援する。

施策：若手従業員等を対象に、ビジネスシーンに必要な知識、SNSを活用したWebマーケティング、生成AIの活用等の研修を実施

オ 経営課題の解決支援（経営革新支援）

(ア) 専門家派遣

目的：中小企業等に必要な専門家を派遣し、経営に関する多様な課題の解決を支援する。

施策：・経営力の向上、ISO認証取得等の支援
・商店街・小売市場の活性化等の支援
・DXやSDGs経営の推進に向けた伴走支援

(イ) デザインUPプロジェクト（新規）

目的：クリエイターを派遣し中小企業の経営課題の解決を支援するとともに、都市型創造産業人材の集積とビジネス面でのつながり形成を支援する。

施策：・経営課題を抱える中小企業へのクリエイターの派遣
・経営課題を抱えるクリエイターが相談できる相談窓口の設置
・クリエイターの事業成長を加速する経営塾の実施

(ウ) カーボンニュートラル伴走支援事業

目的：中小企業のカーボンニュートラルの取り組みを促進し、脱炭素経営による企業価値の向上を支援する。

施策：・独立行政法人中小企業基盤整備機構と連携した、温室効果ガス削減計画策定と実行ならびに中小企業版SBT認定取得を伴走支援
・伴走支援にかかる費用の一部を補助

(エ) 知的財産権取得促進連携事業

目的：中小企業の知的財産権取得を促進し、競争力の強化を支援する。

- 施策：・INPIT 兵庫県知財総合支援窓口と連携し、知的財産権取得のための課題抽出、取得を支援
・知的財産権出願に要する費用の一部を補助

カ 相談・セミナー・研修等

(ア) 100年経営支援事業

目的：中小企業の事業承継の円滑化をはかり、地域に根付いた価値ある企業を次世代に引き継ぐ。

- 施策：・企業ヒアリングによる事業承継ニーズの掘り起こし
・専門家の訪問によるプッシュ型支援の実施
・後継者不在企業と起業家等第三者とのマッチングの実施

(イ) ワンストップ相談体制

目的：中小企業の様々な経営課題に対応するための相談等を行う。

- 施策：・「ひょうご・神戸経営相談センター」における、県・市・商工会議所等支援施策の総合的な案内
・神戸商工会議所と連携した、経営・金融に関する相談
・兵庫県技術士会と連携した、技術に関する相談

(ウ) セミナー・研修

目的：中小企業に従事する人材の能力向上をはかる。

- 施策：パソコン講座のほか、中小企業支援機関等と連携し、セミナー・研修を開催

② 施設の管理運営

ア 神戸市産業振興センターの管理運営

第5期指定管理の4年目にあたる令和6年度も引き続き、中小企業振興の総合的な拠点施設として会議室、レセプションルーム等の利用促進をはかるとともに、利用者の視点に立った、より安全・安心で快適なサービスを提供する。

<具体的な内容>

- ・隣接駐車場との提携による会議室等利用者への駐車場割引券の交付
- ・託児のための会議室使用料減免
- ・会議室のカーペット・クロスの更新
- ・照明LED化等によるカーボンニュートラルの取り組み推進

(2) 収益事業等

① 施設事業

神戸市産業振興センター内のレストラン運営と自動販売機の設置により、施設利用者の利便性の向上をはかる。

2 経営改善の取組状況

神戸市の中小企業支援センターとして、市政を補完し、中小企業の様々なニーズに対応した支援を効果的・効率的に実施していくため、市からのミッションを踏まえながら「魅力ある企業を創り、育てる財団」、「意欲ある企業を守り、頼られる財団」の両立を目標に経営改善に取り組んでいる。

(1) 中小企業支援組織としての組織力の向上

質の高い中小企業支援サービスの源泉となる財団職員の質・量の向上をはかるとともに、組織力のアップをはかっている。

具体的には、業務実績が昇給、賞与、昇格に適切に反映される新たな人事評価システムを導入した。また、職員の支援力向上をはかるため、中小企業診断士等の資格取得を奨励する支援制度を拡充するとともに、企業支援の実践研修を実施している。さらに、組織横断的なプロジェクトの推進や中小企業支援データベースによる情報共有、勉強会の開催により、組織内で蓄積された知見・情報・スキル・ノウハウ等を共有している。

(2) 広報・広聴の充実

市内の中小企業が必要とする支援策を広く周知し、活用していただくため、当財団の事業のみならず関係機関の支援メニュー等も含めた広報活動を充実させている。

具体的には、ホームページにおいて支援先企業や職員の取り組みを積極的に情報発信するとともに、SNS(X・Instagram)を活用してPRを行っている。

また、中小企業への訪問調査を通じて、経営者の生の声を集め、具体的な支援策を提案することで、制度利用者を増やす取組を実施している。

(3) 事業環境の変化を踏まえた販路開拓・拡大への取り組み

市内事業者の販路開拓・拡大に向けて、あらゆるチャンネルを通じた幅広い販路の拡大・開拓活動や効果的な広報活動を展開している。

具体的には、新型コロナウイルス感染症による大きな影響を受けた生活文化産業系事業者に対し、神戸空港の就航都市における物産プロモーションや販路開拓コーディネート事業、販売チャレンジパイロットショップを実施し、市内外の販路拡大を積極的に推進している。

また、中小企業のDXやSDGsの取り組みを促進するための未来共創思考サロンや、カーボンニュートラル伴走支援事業、知的財産権取得促進事業を実施している。

3 事業別予定収支明細書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日, 単位: 千円)

科 目	収 入	支 出	収支差額
公益目的事業会計	368,730	370,535	△ 1,805
中小企業等支援事業	233,011	238,609	△ 5,598
創業・新事業支援事業	34,647	34,096	551
販路開拓・拡大支援事業	93,376	93,795	△ 419
情報化支援・情報提供事業	30,262	31,779	△ 1,517
人材育成支援事業	2,094	2,094	0
経営革新支援事業	38,668	41,295	△ 2,627
相談・セミナー・研修等支援事業	33,964	35,550	△ 1,586
施設管理運営事業	131,926	131,926	0
産業振興センター管理運営事業	131,926	131,926	0
共通	3,793	0	3,793
収益事業等会計	39,955	39,790	165
施設事業	9,924	9,759	165
その他事業	30,031	30,031	0
法人会計	37,007	36,480	527
管理業務	37,007	36,480	527
当期合計	445,692	446,805	△ 1,113

※神戸市からの収入

(1) 補助金収入 232,680千円

(2) 受託料収入 175,277千円

4 予定正味財産増減計算書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日, 単位: 千円)

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
基本財産運用益	5,419
特定資産運用益	10
事業収益	201,961
受取補助金	232,680
受取負担金	5,622
受取寄付金	2
雑収益	0
賞与引当金戻入額	6,167
経常収益計	451,861
(2) 経常費用	
事業費	416,232
管理費	36,509
経常費用計	452,741
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 880
評価損益等計	0
当期経常増減額	△ 880
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
経常外収益計	0
(2) 経常外費用	
経常外費用計	0
当期経常外増減額	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 880
法人税、住民税及び事業税	72
当期一般正味財産増減額	△ 952
一般正味財産期首残高	116,968
一般正味財産期末残高	116,016
II 指定正味財産増減の部	
受取補助金等	0
基本財産運用益	5,419
一般正味財産への振替額	△ 5,421
当期指定正味財産増減額	△ 2
指定正味財産期首残高	636,060
指定正味財産期末残高	636,058
当期正味財産増減額	△ 954
正味財産期首残高	753,028
III 正味財産期末残高	752,074

5 予定貸借対照表

(令和7年3月31日現在, 単位: 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	166,000	未払金	70,000
未収金	25,000	前受金	1,717
貯蔵品	27	預り金	8,724
前払費用	815	賞与引当金	6,462
流動資産合計	191,842	流動負債合計	86,903
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1) 基本財産		退職給付引当金	48,929
投資有価証券	629,992	固定負債合計	48,929
定期預金	6,063	負債合計	135,832
基本財産合計	636,055		
(2) 特定資産		III 正味財産の部	
什器備品	2	1. 指定正味財産	
退職給付引当資産	48,929	寄付金	636,055
普通預金	6,517	受贈什器備品	2
特定資産合計	55,448	(うち基本財産への充当額)	(636,055)
(3) その他固定資産		(うち特定資産への充当額)	(2)
什器備品	982	指定正味財産合計	636,057
長期貸付金	3,578	2. 一般正味財産	
その他固定資産合計	4,560	一般正味財産	116,016
		(うち基本財産への充当額)	(0)
		(うち特定資産への充当額)	(6,517)
固定資産合計	696,063	正味財産合計	752,073
資産合計	887,905	負債及び正味財産合計	887,905

6 事業別予定収入明細書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日, 単位: 千円)

科 目	合 計	内 訳			
		事業収入	受託料収入	補助金収入	その他収入
公益目的事業会計	368,730	21,172	141,485	202,280	3,793
中小企業等支援事業	233,011	21,172	9,559	202,280	0
創業・新事業支援事業	34,647	6,334	0	28,313	0
販路開拓・拡大支援事業	93,376	6,635	7,465	79,276	0
情報化支援・情報提供事業	30,262	264	0	29,998	0
人材育成支援事業	2,094	0	2,094	0	0
経営革新支援事業	38,668	7,524	0	31,144	0
相談・セミナー・研修等支援事業	33,964	415	0	33,549	0
施設管理運営事業	131,926	0	131,926	0	0
産業振興センター管理運営事業	131,926	0	131,926	0	0
共通	3,793	0	0	0	3,793
収益事業等会計	39,955	9,924	30,031	0	0
施設事業	9,924	9,924	0	0	0
その他事業	30,031	0	30,031	0	0
法人会計	37,007	0	4,971	30,400	1,636
管理業務	37,007	0	4,971	30,400	1,636
合 計	445,692	31,096	176,487	232,680	5,429

7 事業別予定支出明細書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日, 単位: 千円)

科 目	合 計	内 訳	
		人件費	物件費
公益目的事業会計	370,535	116,125	254,410
中小企業等支援事業	238,609	116,125	122,484
創業・新事業支援事業	34,096	16,254	17,842
販路開拓・拡大支援事業	93,795	45,512	48,283
情報化支援・情報提供事業	31,779	17,221	14,558
人材育成支援事業	2,094	0	2,094
経営革新支援事業	41,295	17,879	23,416
相談・セミナー・研修等支援事業	35,550	19,259	16,291
施設管理運営事業	131,926	0	131,926
産業振興センター管理運営事業	131,926	0	131,926
共通	0	0	0
収益事業等会計	39,790	1,080	38,710
施設事業	9,759	0	9,759
その他事業	30,031	1,080	28,951
法人会計	36,480	26,830	9,650
管理業務	36,480	26,830	9,650
合 計	446,805	144,035	302,770

8 収支予算書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日, 単位: 千円)

科 目	金 額
I 事業活動収支の部	
1. 事業活動収入	
基本財産運用収入	5,407
特定資産運用収入	10
事業収入	201,961
補助金収入	232,680
負担金収入	5,622
寄付金収入	0
雑収入	0
事業活動収入計	445,680
2. 事業活動支出	
事業費支出	405,662
管理費支出	34,063
事業活動支出計	439,725
小 計	5,955
法人税、住民税及び事業税支出	72
事業活動収支差額	5,883
II 投資活動収支の部	
1. 投資活動収入	
基本財産取崩収入	12
特定資産取崩収入	0
投資活動収入計	12
2. 投資活動支出	
特定資産取得支出	5,662
固定資産取得支出	1,346
投資活動支出計	7,008
投資活動収支差額	△ 6,996
III 財務活動収支の部	
1. 財務活動収入	
財務活動収入計	0
2. 財務活動支出	
財務活動支出計	0
財務活動収支差額	0
IV 予備費支出	0
当期収支差額	△ 1,113
前期繰越収支差額	117,521
次期繰越収支差額	116,408

〔6〕令和5年度主要事業計画・実績比較

事業名	事業計画	実績	備考
開業支援 コンサルジュ	1,300件	1,220件	個別相談件数
	500件	716件	セミナー参加者数
	150名	180名	創業者数 (創業支援証明書交付者数)
専門家派遣	38件	41件	派遣件数
100年経営 支援事業	10件	9件	マッチング件数
	1件	1件	事業譲渡成約件数
神戸市産業振興 センター 管理運営事業	76.0%	69.9%	会議室利用率
	68.0%	52.2%	ホール利用率
	57.0%	54.3%	レセプションルーム利用率

〔7〕主要事業の推移（令和3年度～令和5年度）

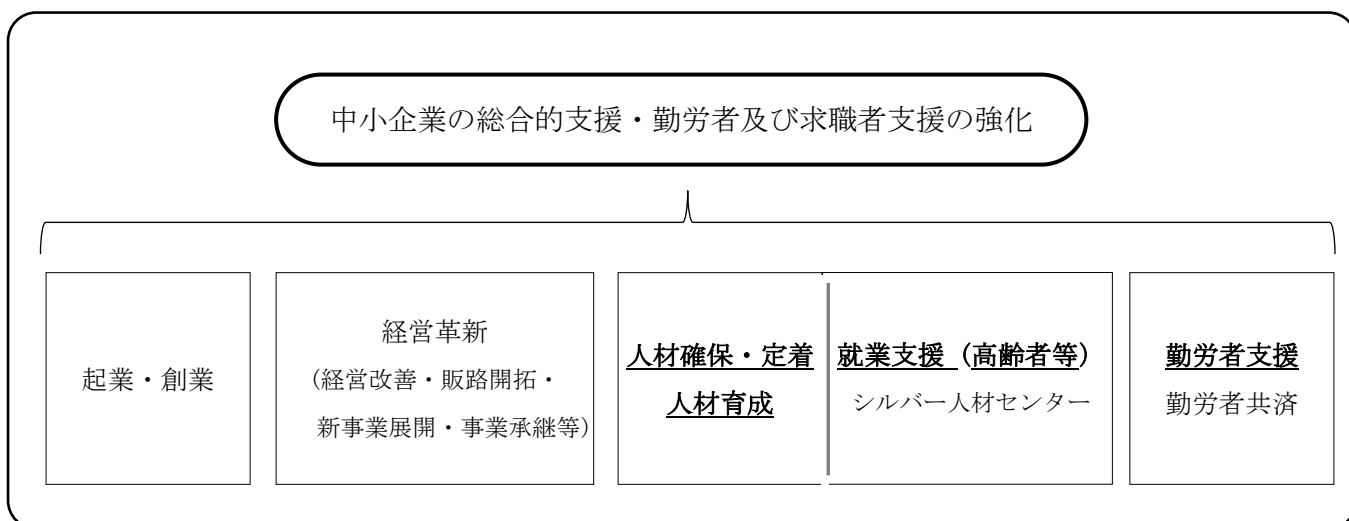
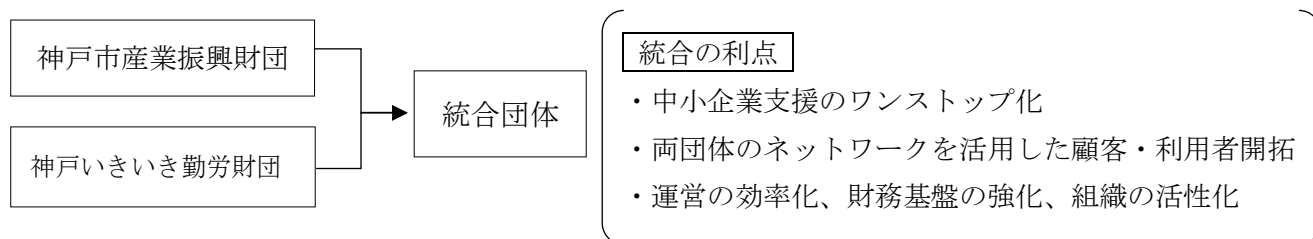
事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
開業支援 コンサルジュ	934件	1,307件	1,220件	創業相談件数
	263件	498件	716件	セミナー参加者数
	65名	138名	180名	創業者数 (創業支援証明書交付者数)
専門家派遣	59件	40件	41件	派遣件数
100年経営 支援事業	9件	11件	9件	マッチング件数
	1件	1件	1件	事業譲渡成約件数
神戸市産業振興 センター 管理運営事業	73.3%	72.9%	69.9%	会議室利用率
	52.6%	63.5%	52.2%	ホール利用率
	38.5%	43.7%	54.3%	レセプションルーム利用率

(報告) 公益財団法人神戸市産業振興財団と
公益財団法人神戸いきいき勤労財団の統合について

1. 統合の目的、基本的な考え方

- ・ 少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や大企業を中心とした採用意欲の増大等により、人材不足が市内中小企業の喫緊の経営課題となっている。
- ・ 本市においては、令和5年度から高齢者の就労支援事業を大幅に拡充しており、令和6年度からは若者の市内就職・市内居住の促進を目的とした「神戸市内企業住宅手当等支援補助金」を創設するなど、中小企業の人材確保に向けた取り組みを強化している。
- ・ これらの市の取り組みに合わせて、外郭団体においても、中小企業の支援を行う公益財団法人神戸市産業振興財団と高齢者の就業支援等を行う公益財団法人神戸いきいき勤労財団を統合することで、人材確保・定着・育成支援の強化を図り、中小企業に対する総合的支援を実施するとともに、勤労者への支援及び求職者への就業支援の強化を行う。

2. 統合のイメージ



3. 今後の進め方

現在、市及び両団体の三者で協議の場を設け、財務関係の課題整理や統合効果の最大化に向けた組織体制、事業内容の検討等を行っており、引き続き2025年4月を目標に統合手続きを進めていく。